



目 次	ページ
規 則	
○秋田県財務規則の一部を改正する規則(七五・財政課)……1	
公安委員会規則	
○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(十・警務課)……1	

規 則	
秋田県財務規則の一部を改正する規則(ここに公布する。 平成二十年十二月二十六日 秋田県知事 寺 田 典 城 秋田県規則第七十五号 秋田県財務規則の一部を改正する規則 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。 第十三条第三号の表中	税務課に属する課長以外の職員 税
務課長の職にある出納員の事務	を
市町村課に属する ら知事が命ずる者	税務課に属する課
長以外の職員	税務課長の職にある出納員の事務

規 則	
秋田県公安委員会規則第十号 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成20年12月26日 秋田県公安委員長 柴 田 寛 彦 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。 第4条警務課の項中第18号を第19号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。 (14) オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金に関すること。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	政治資金報告書の写しを交付すると きに徴収する現金の収納(指定金融機 関への払込みを含む。)に係る出納局 会計管財課長の職にある出納員の事務 に改め
この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。	附 則
この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。	この規則は、

公安委員会規則	
秋田県公安委員会規則第十号 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成20年12月26日 秋田県公安委員長 柴 田 寛 彦 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。 第4条警務課の項中第18号を第19号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。 (14) オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金に関すること。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	政治資金報告書の写しを交付すると きに徴収する現金の収納(指定金融機 関への払込みを含む。)に係る出納局 会計管財課長の職にある出納員の事務 に改め
この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。	附 則
この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。	この規則は、

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄